令和　５年　４月１３日

関東運輸局長　殿

（茨城運輸支局長　経由）

茨城県県南交通圏タクシー準特定地域協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　山田　　稔

公定幅運賃の変更要請に基づく運賃の範囲の変更に関する意見書の提出について

令和５年２月１５日付け関自旅二第２２５５号の２により、関東運輸局長から公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する通知がありましたので、当協議会としての意見を下記のとおり提出します。

記

１．協議会名　　　茨城県県南交通圏タクシー準特定地域協議会

２．開 催 日　　　茨城県県南交通圏タクシー準特定地域協議会（書面開催）

　　　　　　　　　　令和５年３月２０日～４月７日（意見募集期間）

３．意　　　見

・県内においては、運転者の高齢化が顕著であることと、残念ながら若年層が将来にわたって働き続けられる産業とは言い難い状況にあることから､今回の公定幅運賃変更で運転者の賃金、労働条件、労働環境改善に必ず繋げるよう、各事業所に対し、働きかけて頂きたい。

・運転者の労働条件改善が急務であることから､一日でも早い実施に向け手続きを進めていただきたい。また、公定幅運賃の幅圧縮についてもご検討いただきたい。

〈総論〉

運転者の労働条件改善に関する意見があり、反対の意見はない。

以上

【協議会事務局】

　　　　　　　　　　　　　　　 一般社団法人　茨城県ハイヤー・タクシー協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　専務理事　　服　部　　透　（事務局長）

TEL 029-297-7131

FAX 029-297-7132